

## 令和2年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等(養護者による高齢者虐待)

### 1 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって要介護従事者等以外の者」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

#### (1) 相談・通報対応件数

表1 相談・通報対応等件数

	令和元年度	令和2年度	増減	%
相談・通報件数	1,867	1,962	95	5.1
虐待判断事例総件数	1,058	1,085	27	2.6

#### (2) 相談・通報者

表2 相談・通報者(複数回答)

	介護支援 専門員	介護保険事 業所職員	医療機関従 事者	近隣住民・友 人	民生 委員	被虐待者 本人	家族・ 親族	虐待者 自身	当該 市町村行政 職員	警察	その他	不明 (匿名を 含む)	合計
人	585	135	108	66	27	172	186	34	94	606	170	0	2,183
%	26.8	6.2	4.9	3.0	1.2	7.9	8.5	1.6	4.3	27.8	7.8	0.0	100.0

(注1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報件数に一致しない。

#### (3) 事実確認の状況

「事実確認を行った」が1,836(92.8%)、「事実確認調査を行っていない」が142(7.2%)であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条により「立入調査を行った事例」は12(0.6%)であり、「訪問調査を行った事例」1,026(51.9%)、「関係者からの情報収集のみでの調査を行った事例」798(40.3%)であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が127(6.4%)、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が15(0.8%)である。

#### (4) 事実確認の結果

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は、1,085件であった。

#### (5) 虐待の種別・類型

表3 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護・世話の 放棄、放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
件数	834	177	398	7	155	1,571	1,113
%	74.9	15.9	35.8	0.6	13.9	-	-

(注1) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

#### (6) 被虐待高齢者の状況

##### ア 性及び年齢(表4・5)

表4 性別(人)

	男性	女性	不明	合計
人	289	824	0	1,113
%	26.0	74.0	0.0	100.0

表5 年齢(人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～90歳	90歳以上	不明	合計
人	99	182	244	272	199	117	0	1,113
%	8.9	16.4	21.9	24.4	17.9	10.5	0.0	100.0

イ 被虐待者の介護保険の申請状況

表6 要介護認定者の要介護状態区分

	未申請	申請中	認定済み	認定非該当	不明	合計
人数	311	38	716	46	2	1,113
%	27.9	3.4	64.3	4.1	0.2	100.0

ウ 介護保険認定済者の要介護度及び認知症日常生活自立度(表7・8)

表7 介護保険認定済者の要介護度

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計
59	71	178	155	136	73	41	3	716
8.2	9.9	24.9	21.6	19.0	10.2	5.7	0.4	100.0

表8 要介護認定者の認知症日常生活自立度

自立又は認知症なし	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度M	認知症あるが自立度不	認知症の有無不明	合計
77	127	240	175	46	14	26	11	716
10.8	17.7	33.5	24.4	6.4	2.0	3.6	1.5	100.0

エ 虐待者との同居・別居の状況

表9 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と同居	その他	不明	合計
件数	581	416	113	3	0	1,113
%	52.2	37.4	10.2	0.3	0.0	100.0

オ 世帯構成

「未婚の子と同居」が417件(37.5%)と最も多く、「夫婦のみ世帯」は278件(25.0%)、「子夫婦と同居」が141件(12.7%)であった。

カ 虐待者との関係

表10 虐待者と被高齢虐待との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	275	92	476	198	33	13	16	33	30	0	1,166
%	23.6	7.9	40.8	17.0	2.8	1.1	1.4	2.8	2.6	0.0	100.0

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数について集計

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無について

表11 虐待への対応策としての分離の有無

	分離を行った	分離していない	対応検討・調整中	既に分離状態(別居、入院、入所等)	その他	合計
件数	363	943	41	237	302	1,886
%	19.2	50.0	2.2	12.6	16.0	100.0

※虐待への対応策には、対象年度以前に被虐待高齢者と判断した人数のうち、令和2年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は令和2年度の被虐待高齢者数1,113件と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応

表12 分離を行った事例の対応の内訳(件)

	契約による介護保険サービスの利用	老人福祉法に基づくやむを得ない理由等による措置	緊急一時保護	医療機関への一時入院	左記以外の住まい・施設等の利用	虐待者を高齢者から分離(転居等)	その他	合計
件数	102	35	52	70	53	31	20	363
%	28.1	9.6	14.3	19.3	14.6	8.5	5.5	100.0
面会制限を行った事例(内数)	26	26	38	12	19	7	6	134

ウ 分離していない事例の対応の内訳

表13 分離を行っていない事例の対応の内訳(複数回答)

	養護者に対する助言・指導	養護者が介護負担軽減のための事業に参加する	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	既に介護保険サービスを受けているがケアプランを見直し	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	その他	見守り	合計(人数)
件数	438	23	78	229	28	167	301	943
%	46.4	2.4	8.3	24.3	3.0	17.7	31.9	—

(注1) %は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない943件に対する割合である。

(注2) 「見守り」は、他の対応と重複がない事例のみ計上されている。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に対する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が35件、「利用手続き中」が19件であり、これらを合わせた54件のうち、市町村長申し立ての事例は30件(55.6%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は18件であった。

(8) 虐待等による死亡事例件数

「介護している親族による、介護をめぐる発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、市町村が把握している事例は0件であった。

2 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

表14 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備について

項目	元年度実施(市町村数)	元年度実施(%)	2年度実施(市町村数)	2年度実施(%)
対応窓口部局の住民への周知	46	85.2	49	90.7
地域包括支援センター等の関係者への研修	43	79.6	37	68.5
講演会や広報誌等による住民への啓発活動	38	70.4	35	64.8
居宅介護サービス事業者に法についての周知	36	66.7	38	70.4
介護保険施設に法について周知	35	64.8	35	64.8
独自の対応マニュアル、業務指針等の作成	38	70.4	40	74.1
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	43	79.6	43	79.6
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	34	63.0	31	57.4
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	28	51.9	31	57.4
成年後見制度の市町村長への申し立ての体制強化	47	87.0	48	88.9
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	30	55.6	32	59.3
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	46	85.2	45	83.3
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	50	92.6	52	96.3
日常生活を営むのに支障がありながら、必要なサービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	49	90.7	50	92.6